第4章 施策の展開

基本目標1

子ども~自分とみんなを大切にする"浜田っ子"を育みます~

基本方針 1 健やかな育ちに向けた支援の推進

◆現状と課題◆

- ・乳幼児期から小児期の保健対策として、すべての子どもが健やかに成長・発育できるよう、 疾病の予防とともに、健康的な生活習慣づくりへの支援が必要です。本市では、乳幼児健診 や訪問指導、療育相談・支援等を実施しており、内容の充実に引き続き努める必要がありま す。また、支援の必要な子どもに対して、特別支援連携協議会相談支援チームによる保育所 (園)等への巡回訪問により家庭への支援を行っていますが、巡回対象者の増加に伴い、就 学に向けての支援体制の強化が必要です。
- ・健やかな成長・発育を促すための意識啓発や知識の普及も重要です。就学前児童保護者調査では、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることについて、「子どもの食事や栄養に関すること」「子どもの発達・発育に関すること」が上位に入っており、子どもの適切な生活習慣や健康維持に関する情報提供の充実が求められています。
- ・小児期から思春期までの保健対策では、健康診断や予防接種による健康確保・増進に加えて、 児童生徒の心理面でのケアの重要性が高まっています。本市では、スクールカウンセラー*1 を全校に配置しており、定期的な児童生徒及び保護者へのカウンセリングを継続しています。 不登校などの問題に対しては、関係機関の連携が必要になるため、スクールソーシャルワーカー*2などとの連携によりさらに効果的な活用を図ります。
- ・食事は、子どもの心身の健康・発達にとって重要な役割を果たします。また、大人になってから食習慣を改めることは難しいため、生涯にわたる健康を維持するためにも、子どものころからの適切な習慣づくりが求められます。
- ・小児医療体制は、安心した出産や子どもの健やかな育ちにとっての基盤となります。市内の どの地域に住んでいても、安心して必要な医療が受けられるよう、引き続き充実が求められ ます。
 - ※1 スクールカウンセラー:児童生徒との面談を主に行います。また、保護者からの子育ての悩みや教員からの指導方法に関する相談にも応じています。そして、児童生徒の心理に関する校内研修会の講師を行うこともあります。
 - ※2 スクールソーシャルワーカー:対象児童生徒、保護者、教員等との面談や情報提供を行います。そこから得た情報をもとに関係機関と連携して支援をします。そして、校内研修会で事例紹介等の講師を行うこともあります。

◆今後の方向性◆

- ・すべての子どもが健やかに成長・発育できるよう、乳幼児健診や訪問指導など事業 内容の充実を図ります。
- ・病気や発達障がいの早期発見に向けたチェック機能の強化を図るとともに、特別支援連携協議会相談支援チームとの連携や支援体制の強化に努めます。
- ・思春期の保健対策として、心理面でのケアの充実を推進します。
- ・子どものころから適切な食習慣を身につけ、共食の大切さを実感できるよう、幼稚園・保育所(園)、子育て支援センター等での食育を一層推進します。
- ・中山間地域も含めた小児医療体制の充実に引き続き努めます。

◆具体的な施策◆

① 乳幼児期から小児期までの保健対策

	基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進	
施策	内容	担当課
新生児聴覚検査の 助成	◎新生児の聴覚に関する異常の早期の発見と支援を図る ため、新生児聴覚検査に係る費用のうち、2千円を限度 として助成します。	子育て支援課
乳児健康診査の実施	 ◎乳児を対象とした、離乳食指導、計測、診察、保健指導、栄養指導や子育て相談等をブックスタート事業や歯科の小集団指導も取り入れて実施し、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、病気や障がいの早期発見、療育支援を推進します。 ◎県内外医療機関での公費負担による受診体制を整備し、引き続き乳児の健康づくりに努めます。 ◎産後うつ対策を通じた育児不安の軽減のための支援体制の強化を図ります。 	子育て支援課
1歳6か月児 健康診査の実施	◎1歳6か月児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。◎健診後のフォロー体制として、2歳児チェックや養育訪問などの充実を図ります。	子育て支援課
3歳児健康診査の 実施	 ◎3歳児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。 ◎保健師への研修による発達チェックの技術向上や発達の専門員の確保・配置により、就学支援に向けた相談・助言ができる体制の充実を今後も図ります。 	子育て支援課
フッ素塗布の実施	◎1歳から就学前の在宅児、保育所(園)入所児童、幼稚園児を対象に年2回フッ素塗布を行い、むし歯予防を推進します。	子育て支援課

	基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進	
施策	内容	担当課
訪問指導の実施	◎赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業のほか必要者に乳幼児訪問を実施し、家庭での適切な養育の指導に努めます。◎産婦健診、産後ケア事業におけるスクリーニング体制の強化に努め、訪問指導につなげていきます。	子育て支援課
育児相談の実施	◎子育て世代包括支援センター、子育て支援センターや各支所での計画的な育児相談等を通じて、乳幼児の健康や食事、発育・発達、育児に関する相談に応じていきます。	子育て支援課
発達相談・支援の 実施	 ◎支援の必要な子どもに対して、発達の専門医によるすこやか健診や相談員によるすこやか相談の月1回の実施に努めます。 ◎特別支援連携協議会相談支援チームによる全保育所(園)・幼稚園・認定こども園への巡回訪問事業及び検討会を実施し、家庭への支援や関係機関との調整を図りながら家庭への支援を図っていきます。また、相談支援ファイルを活用した情報共有も行います。 ◎巡回対象者の増加にも対応できるよう、就学に向けての支援体制の強化を図ります。 	子育て支援課 学校教育課
定期予防接種の実施	 ◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、子どもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。 	子育て支援課 健康医療対策課
乳幼児事故の 予防指導	◎乳幼児の事故予防のパンフレットを配布し、知識の普及を行います。◎乳幼児健診において、随時事故予防の個別指導を実施していきます。	子育て支援課
子育て講演会・ 講習会の開催	◎子育て支援センターにて、子どもの発達、しつけ、病気、健康づくり等をテーマに、各種講座を毎月定期的に開催します。◎利用者参加型のワークショップも実施していきます。	子育て支援課

② 小児期から思春期までの保健対策

基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
健康教育の実施	◎生活習慣病予防等、子どもの健康づくりをテーマにした 講話等を子育て支援センター等で実施し、健康維持の重要性等についての意識の高揚を図ります。◎生活習慣・食生活習慣について実態を把握し、小児期からの生活習慣病予防の取組を進めていきます。	子育て支援課 健康医療対策課
定期予防接種の実施 (※再掲)	◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。	子育て支援課健康医療対策課
児童生徒健康診断の 実施	◎内科・歯科・眼科・耳鼻科検診、心電図検査等の定期健診や生活習慣病予防のための血液検査を実施し、児童生徒の健康の保持・増進を図ります。	学校教育課
歯の健康の推進	◎むし歯予防の推進のため、学校でのフッ素洗口の実施について、関係者による協議を行います。	子育て支援課 学校教育課
健康に対する正しい 知識の普及	 ◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育の実践に向けて研修などの取組を進めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。 ◎口腔衛生の正しい知識を身につけ、むし歯・歯周病予防を推進します。 	健康医療対策課学校教育課
教育相談員の設置	◎教育相談員は、児童生徒や保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら対応に努めており、引き続き相談業務を推進します。	学校教育課

	基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進	
施策	内容	担当課
スクールカウン セラーの配置	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラーを引き続き配置していきます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーなどとも連携を図りながら、さらに効果的な取組を進めます。	学校教育課
いじめ・ 非行等への対応 (スクールソーシャ ルワーカー)	◎いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている場合があります。教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、問題を抱える児童生徒に対し、環境への働きかけや、関係機関のネットワークを活用して支援を行うスクールソーシャルワーカーを引き続き配置していきます。	学校教育課
不登校児童生徒 教育支援センター	 ◎心や体そして家庭的な問題等から学校への不適応を起こした児童生徒に対して、学校への復帰を応援する施設及び心の居場所として引き続き、教育支援センター「山びこ学級」を開設します。同センターでは、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。 ◎利用者等の増加に対応するため、指導員の確保や、設備、備品の整備を進めます。 	学校教育課

③ 「食育」の推進

	基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進	
施策	内容	担当課
食育の推進	 ◎子育て支援センターでの相談や乳幼児健診時に食育アドバイスを行うとともに、アレルギーや食に関する悩みをテーマにした教室や料理教室を引き続き開催します。 ◎市内保育所(園)、幼稚園等に通う年中児と小中学生に対して実施した「生活習慣・食生活に関するアンケート調査」の結果を今後の事業展開に活用するとともに、保護者を対象に出前講座を実施します。 ◎学校給食を通じた食育の推進に努めます。また、地元産品活用割合調査においては、70%を維持するよう努めます。 	子育て支援課 健康医療対策課 教育総務課
食育の推進体制の 整備	◎食育推進ネットワーク会議の関係機関と連携して、「食育推進計画」に沿った取組を推進します。 ◎「食育フェスタ in 浜田」を継続して開催します。	健康医療対策課
食生活改善推進 協議会活動の推進	 ◎食生活改善推進員の役割は重要であるため、食生活改善推進員養成講座を継続して開催し、食育推進のため地域で活動するボランティアの育成や再教育等を実施します。また、食育研修を各支部で実施し、地域での食育活動を推進します。 ◎小児期からの生活習慣病の予防に向けた活動として、保育所(園)での親子クッキング、放課後児童クラブでのおやつづくり、小中学校での調理実習等を今後も継続して実施します。 	健康医療対策課

④ 小児医療体制の充実

基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
小児医療体制の整備	◎小児救急体制の充実に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、小児救急体制がスムーズに機能するよう、受診者への細やかな情報提供と医療機関のかかり方についての啓発活動を積極的に行います。◎国保診療所の各医師が連携することにより、今後も中山間地域の小児医療の充実を図ります。◎今後も休日応急診療所を開設し、日曜・祝日の診療体制を継続します。	健康医療対策課

- ・公立幼稚園の利用定員充足状況は平成30年度実績で52%であり、就学前児童保護者調査において「公立幼稚園」の利用を希望すると回答した方も6.1%に留まっているため、公立幼稚園のあり方を検討する必要があります。
- 就学後の学校教育については、学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるなど、地域に開かれた、地域とともにある学校づくりが全国的に進められています。
- ・国では、「新・放課後子ども総合プラン」により、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、すべての児童が安全に、また安心して放課後の時間を過ごし、多様な体験や経験のできる居場所づくりを進めています。
- ・就学前児童保護者調査、小学生児童保護者調査ともに、子どもに特に身につけてほしい力や 大切にしてほしいと思うことについて、「あいさつや礼儀、社会的マナーを身につけること」 「人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身につけること」「友達や身近な人と 親しみ、関わること」「他者を尊重し、思いやりを持つこと」が上位となっています。
- ・平成 28 年 3 月に学校支援、放課後・休日支援や家庭教育支援を包括した「はまだっ子共育 プロジェクト」を立ち上げました。中学校区ごとにネットワーク会議を実施し、学校・家 庭・地域の連携・協働による活動を進めています。
- ・発達障がい等の子どもの生活のしづらさや発達の遅れについて、保護者の受容が困難なため に早期に必要なサービスにつなげられないケースがみられており、課題となっています。発 達障がい等に対する適切な理解と認知を広げることが必要となっています。
- ・発達障がい等の子どもの生活のしづらさや発達の遅れを早期に発見するため、乳幼児健診でのスクリーニングを行っています。また、発達障がい等の子どもに対する家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニングなどの保護者への支援も行っています。また、子育て世代包括支援センターでの相談しやすい体制づくりを進めています。
- ・特別教育支援体制については、特別支援連携協議会相談支援チームによって、保育所(園)・ 幼稚園・学校等への訪問・相談支援等を実施しています。また、教員や保育士に対する研修 会において、相談支援ファイルの役割や活用の説明を行い、普及啓発と利用促進を図ってい ます。巡回対象者の増加に伴い、就学に向けての支援体制の強化が求められています。
- 子どもたちに対し、「次世代の親の育成」という観点からの取組も求められます。自分が親となる前に子どもとふれあう機会をもつことで、子育てがイメージでき、親となった際の子育て不安や抵抗感を和らげることにつながると指摘されています。

◆今後の方向性◆

- ・"自分やみんなを大切にする心"を育むために、他者との関わりあいの場を創出し 子どもたちの主体的な活動ができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働による取 組を進めます。
- ・公立幼稚園に通う園児の教育環境の充実を図るため、統合の検討を進めます。
- 公民館活動や地域の人材を活用した学校支援地域本部事業の推進を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ・新・放課後子ども総合プランやふるさと郷育の推進、地域と連携した子どもの居場 所づくりにより、地域住民との交流や様々な体験活動の機会を提供し、ふるさとを 愛し他者を大切にする子どもを育成します。
- ・発達障がい等に関して市全体で理解を広げ、関係部局、関係機関との連携により必要な支援につなげるとともに、相談しやすい支援体制の整備を図ります。
- ・子どもたちが乳幼児とふれあい、その保護者の話を聞く機会を設け、命の大切さや 将来を考えるきっかけを提供します。

◆具体的な施策◆

① 学校の教育環境の整備

	基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進	
施策	内容	担当課
幼児期教育の充実	 ◎家庭や地域との連携を深め、子どもたちが遊びや集団生活を通して健やかな成長・発育ができるよう、発達段階に応じた幼児教育の充実を図ります。 ◎平成30年度に実施した「浜田市子ども・子育てに関する市民実態調査」の結果を踏まえ、教育環境の充実を図るため、公立幼稚園の統合を検討します。 ◎幼児教育の質の向上に向けた実践研究と人材育成を推進するため、幼児教育アドバイザーの設置を検討します。 	教育総務課 (子育て支援課)
「生きる力」の育成	 ◎心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を確立し、 義務教育9年間を見据えた教育活動を通して、児童生徒 の基礎学力の向上を図りつつ、社会性・人間性豊かな児 童生徒を育成するために、小中連携教育を推進します。 また、各中学校区(9校)をブロックとして、地域や学 校の実態に応じた小中連携教育の取組を推進します。 ◎児童生徒の生活習慣、学習習慣の改善のために、家庭、 地域との連携をさらに強化します。 	学校教育課

	基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進	
施策	内容	担当課
CIR(国際交流員) 及びALT(外国語指 導助手)の派遣	◎国際理解を深める力を育成することを目的に、国際交流員や外国語指導助手の幼稚園や保育所(園)、学校等への派遣を通して、地域の国際交流の進展、国際相互理解の増進、国際化の促進を図ります。小学校では新学習指導要領への対応を図るとともに、中学校では英語教育の充実を図ります。	観光交流課 (CIR) 学校教育課 (ALT)
健やかな身体の育成	◎子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができるよう、外部指導者の活用や地域の連携を促進し、学校におけるスポーツ環境の充実と健やかな身体の育成を図ります。	学校教育課
地域に開かれた 学校づくり	 ○「しまね教育ウイーク」にあわせて、保護者だけでなく地域住民の参観授業を行っています。また、学校だよりを地域に配布し情報提供に努めるなど、学校の教育情報を保護者や地域へ提供するとともに、公開授業や学校行事の公開により、地域に開かれた学校づくりを推進します。おお、実施にあたっては、安全性に十分配慮します。 ○地域の環境、伝統文化等を生かした教育を推進し、特色ある学校づくりに努めるとともに、地域住民等に学校評議員を委嘱し地域との連携を深めるなどの取組を推進します。 ○学校と地域社会が目標やビジョンを共有し、協働しながら、子どもも大人も共に高まりあい、つながりのある魅力あふれる地域を創生する取組を推進します。 ○公民館を核として、地域の人材を活用した学校支援活動に取り組み、学習内容の充実や地域住民との交流を推進します。 	学校教育課 生涯学習課
学校開放の実施	◎学校教育に支障のない範囲において学校施設を開放し、 住民の健康増進・体力の向上、生涯のスポーツ振興、文 化活動の推進に努めます。	生涯学習課
ふるさと郷育 推進事業	 ◎浜田市ふるさとの郷育推進計画を策定し、学校に対してふるさと再発見のメニュー等を提供し、ふるさとを大切にする子どもの育成に努めます。 ①「浜田市の人物読本」の活用 ②ふるさと再発見事業 ③ふるさと教育推進事業(県) ④自然体験活動の推進 ⑤つなぐ・つながる事業 (親子・三世代交流事業、通学合宿支援事業) ⑥学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業 ②各中学校区にエリアコーディネーターを配置し、地域学校協働会議を実施します。 	生涯学習課

② 遊びや体験活動を通じた健全育成の推進

	基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進	
施策	内容	担当課
放課後児童クラブの充実	 ◎放課後、仕事等で保護者のいない小学校児童の健全育成を図ります。 ◎放課後児童クラブ利用者は年々増加しており、今後も引き続き保護者の就労支援のために受け入れ体制の整備を図ります。 ◎施設の拡充と指導員の研修育成を図ります。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載) ◎放課後児童クラブの質の向上の観点から、民間委託を進めます。 	子育て支援課
子どもが主体的に行 う遊びやボランティ ア活動・体験活動の 推進	 ◎子どもがボランティアや体験活動に積極的に参加し、自発的に工夫しながら取り組むことを通じて、豊かな人間性やたくましく生きる力を育んでいけるよう、機会の提供やのびのびと活動できる環境づくりを進めていきます。 ◎公民館が中核となって学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの主体的で多様な体験活動を推進します。 	生涯学習課
新・放課後子ども 総合プランの充実	 ◎放課後や休日等において、学校、家庭、地域の連携・協働による子どもを育む地域活動や地域ぐるみでの子どもの育成を支援します。 ◎中学校区ごとに地域学校協働会議を組織し、学校・家庭・地域の連携・協働による子どもを育む地域活動についての研修などを行います。 ◎児童の放課後や休日の過ごし方、放課後支援のニーズを把握し、その実態やニーズに即した放課後子ども教室の設置や増設を検討します。 ◎すべての子どもたちが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう公民館が中心となりコーディネートを行います。 ◎放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、または連携による実施に取り組みます。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載) 	生涯学習課
文化活動の充実	◎小中学生を対象に優れた芸術を鑑賞する機会として「スクールコンサート事業」を実施しています。今後も引き続き鑑賞機会を提供し、芸術文化意識の高揚を図ります。	文化振興課
スポーツ活動の充実	◎「スポーツ都市宣言」の精神を尊重し、スポーツに親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。◎スポーツ少年団の活動を推進することで青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
スポーツ推進委員による活動促進	◎スポーツ推進委員により、スポーツ団体や地域との連携を図り、親子で楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を促進します。	生涯学習課

;	基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進	
施策	内容	担当課
各種講座の開催	◎公民館を核に生涯学習、社会教育を推進します。また、 地域で子どもを育む体制の構築を図り、多様で持続可能 な活動となるよう取組を推進します。	生涯学習課
子ども会の活動支援	◎子ども会の組織化や活発な子ども会活動が展開されるよう、今後も継続して支援を行います。	青少年サポー トセンター
学校支援 ボランティアの充実	◎地域学校協働活動を通して公民館職員や地域学校協働活動推進員が学校等に対しボランティアの派遣を行います。派遣においては、事前に学習のねらいや子どもたちに身につけさせたい力等を学校と共有できるようコーディネートします。また、公民館職員や地域学校協働活動推進員がボランティアのスキルアップのため、各中学校区においてボランティアの集い等を実施し、ボランティアの育成を図ります。	生涯学習課
自然環境についての 啓発	◎環境省や島根県等と連携しながら、必要に応じて主体的に発信したり、自然環境に関するポスター掲示やパンフレットの配布など、関係機関の配布物の共有に努めます。◎小学校の長期休業期間を利用して、自身の生活環境を通した地球環境に関するESD学習に取り組みます。	環境課



「わくわくタイム」

③ 障がい児施策の充実

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
早期発見と相談の 充実	 ◎子育てについて何でも安心して相談できるような窓口の整備に努めていきます。 ◎子どもの発達の遅れを早期に発見するとともに関係機関への紹介など連携をとりながら、親の不安解消のための各種相談事業を実施していきます。 ◎県の1歳6か月児健康診査マニュアルの活用を含め、健診の質の向上を図ります。 ◎乳幼児期から小学校まで継続的な支援が実施されるよう、関係機関の連携を進めます。 	子育て支援課
地域における 自立支援の充実	 ◎「障害者総合支援法」に基づき、各種サービスが適切に利用できるよう関係機関との連携による支援の充実を図ります。また、障がいのある子どもが地域社会の様々な場に参加し、地域社会と共に育つよう自立支援に努めます。 ◎放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所が市内に複数か所開設されました。引き続き体制整備に努めるとともに、関係機関との情報交換や、研修会の実施に努めます。 	地域福祉課
特別支援教育体制の 整備	◎特別支援連携協議会において、家庭への支援や関係機関との調整・支援を実施するとともに、総合的な支援体制を構築していきます。また、相談支援チームにより、幼稚園・保育所(園)・学校等への訪問や相談支援等を引き続き実施するとともに、自立支援協議会などとの連携についても検討を進めます。◎相談支援ファイルの普及啓発と利用促進を図ります。	学校教育課
小中学校の就学支援	◎特別支援学級就学児童生徒の保護者の負担軽減のため、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
特別児童扶養手当、 障害児福祉手当の 支給	◎20 歳未満で中度以上の障がいのある児童の生活の向上に寄与するため、養育者に特別児童扶養手当を支給します(所得制限があります)。◎20 歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする児童に、障害児福祉手当を支給します(所得制限があります)。(※ただし、いずれも施設入所している場合は支給しません)	地域福祉課
重症心身障がい児や 医療的ケア児への 支援	◎重症心身障がい児や医療的ケア児が、身近な地域において心身の状況に応じた総合的な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携を進めます。	地域福祉課 健康医療対策課 子育て支援課 学校教育課

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
障がい児保育の充実	 ◎保育の必要な障がい児を健常児とともに集団保育することにより、当該障がい児の福祉の増進を図ります。 ◎市内全保育所(園)、認定こども園で対応しており、実際に障がい児を受け入れている保育所(園)、認定こども園に対し支援を行い、充実に努めます。 ◎障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所(園)等を2週間に1回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所(園)等のスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。 	子育て支援課 地域福祉課

④ 次代の親の育成

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
乳幼児とふれあう 場づくりの推進	◎学校教育の授業や総合学習の取組を通して、中高生が子育て支援センターや保育所(園)等に訪問するなど、乳幼児との交流を図ります。◎NPO団体等と連携し、小中高大学生が乳幼児とふれあう機会や子育て中の保護者から子育てについて話を聞く場を提供します。	子育て支援課
子どもを生み育てる ことに関する学習の 充実	◎行政及び民間の子育て支援団体からなるヤングサポーター育成チームの活動や教育委員会と連携した事業により、将来、親となるために必要な母性や父性の理解、幼児に対するあたたかい感情や関心を養うための学習及び意識の啓発を行っていきます。また、より多くの中高生に対して啓発できるような体制づくりに向けて検討を進めます。	子育て支援課

基本目標2

家庭~喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます~

基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組

◆現状と課題◆

- ・妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援の充実が求められています。母子健康手帳の 交付や乳幼児全戸訪問等の充実により、母親の不安感や孤立感を和らげる取組が求められま す。
- ・母子健康手帳交付や乳幼児全戸訪問といった、妊産婦や出産後間もない母親と接触のできる機会を活用し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供に結びつけることも大切です。
- ・国では、21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子 21 (第2 次)」を平成 27 年度から開始し、基本的な方向性や目標数値、具体的な取組内容について検討を行っています。そこでは、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」と「妊娠期からの児童虐待防止対策」が重点課題として掲げられています。
- ・近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを 取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必 要とする子どもが増加しています。
- ・国では、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育て等が進められています。
- ・就学前児童保護者調査では、子どもをしつけとしてたたいたりすることについて、「時には必要と思う」が 62.6%となっています。また、児童虐待に関する相談窓口が浜田市の子育て支援課か児童相談所であることを「知らない」と回答した方は 31.9%となっています。
- ・ 虐待を防止するためには、予防と早期発見、そして早期対応が大切です。要保護児童対策地域協議会等を活用した支援の必要な家庭の把握や早期発見に向けた見守り体制の整備、発見後の適切かつ迅速な対応を、一層強化することが求められます。
- 本市では子ども虐待防止対応マニュアルを作成し、関係機関との役割分担など相互連携の強化を図っています。引き続き、関係機関との連携強化を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点の整備について検討を進める必要があります。

◆今後の方向性◆

- ・妊娠期や産後の母親の不安感や孤立感を和らげるために、相談機能の充実や仲間づくりの促進を図ります。
- ・保護者の健康づくりに関する情報の提供に努めるとともに、低体重児増加の要因となる妊娠中のやせや喫煙の改善等の情報提供をします。
- ・子育てに関する情報提供を様々な機会を活用して実施し、適切なサービス提供に結びつけます。
- ・養育支援の必要な家庭を早期に把握し、継続的な支援につなげるとともに、虐待予防・早期発見・早期対応に向け、要保護児童対策地域協議会等を活用し関係機関の連携を強化します。
- ・子どもの立場や子どもの気持ちを一番に踏まえ、児童虐待が子どもに与える悪影響 を周知するなど、児童虐待防止に向けた啓発を推進します。

◆具体的な施策◆

① 妊娠・出産・育児期の支援

基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組		
施策	内容	担当課
妊娠届 母子健康手帳の交付	◎妊娠届出時に、妊娠・出産・育児に関する不安を把握し、必要な情報やサービスを提供します。	子育て支援課
ママパパ学級の実施(妊婦教室)	◎妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活、栄養、歯科保健、分娩の経過、母乳等について、医療機関と役割分担し、実施していきます。初産の方の参加も多いため、産後のイメージがしやすい企画を検討していきます。◎妊娠中の生活・出産・育児に関する知識の提供や、妊婦同士の仲間づくりを図ることにより不安の軽減を図ります。	子育て支援課
妊産婦訪問指導・乳幼 児全戸訪問の実施 (赤ちゃん訪問事業)	 ◎赤ちゃん訪問事業では、生後4か月以内の乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、子どもの健康管理や保護者の育児不安の軽減を図ります。 ◎子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、子育ての孤立化を防ぐとともに、子育てに関する必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけ、子どもの健やかな育成を図ります。また、仲間づくりや自主活動へもつなげていきます。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載) 	子育で支援課
養育支援訪問の実施	◎赤ちゃん訪問事業で把握した、養育の困難な家庭や保護者への支援者がいないケースに対し、継続的な訪問や家事援助を実施します。◎育てにくさを感じる親に寄り添う事業として、あそびの広場や低体重児の会などの事業を実施します。(※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子育て支援課

	基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組	
施策	内容	担当課
産前産後の日常生活への支援	◎産前・産後の家事支援のために、産前産後家事支援サポーター派遣事業を実施しており、特に援助が必要な世帯に家事の支援を行います。	子育て支援課
保護者の健康づくり への支援	◎1歳6か月児健康診査で保護者歯科健診を実施するほか、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等でがん検診や保護者の健康づくりに関する情報の提供を行います。◎不安の強い保護者を対象としたカウンセラーによる相談を実施します。	子育て支援課
妊婦一般健康診査の 公費負担	◎医療機関での健診(14回)を公費負担します。◎多胎妊娠の場合の公費負担拡充について、実施の有無も含めて検討します。	子育て支援課
産婦健康診査の公費 負担	◎産後間もない母親のこころとからだの健康保持や産後 うつ病の予防等を図ることを目的とした出産後の切れ 目ない支援のため、産婦健康診査の費用を公費負担し ます。	子育て支援課
産後ケア利用費用の助成	◎心身のケアや育児のサポートが必要なケースに対し、 産後ケア事業を紹介し、その利用費用の一部を助成し ます。	子育て支援課
妊婦歯科健康診査の 公費負担	◎妊婦の□腔衛生の向上を図り、妊娠中や産後の健康づくりを支援するため、妊婦歯科健康診査の費用を公費負担します。	子育て支援課
出生届時・転入時の サービス紹介	◎出生届時や転入時において、子育で情報誌等を配布し、 必要な手続きや利用できるサービス・予防接種等の紹介 をしていきます。あわせて母子の状況把握に努め、必要 な支援を提供していきます。◎窓口へ来庁される機会をとらえての情報提供に加え、来 庁していない場合は個別に対応するように努めます。	子育て支援課
不妊治療費等の助成	 ◎保険適用の不妊治療及び検査、人工授精の費用のうち、 1年間に8万円を限度として3期まで助成します。 ◎採卵準備のための投薬の開始から体外受精または顕微 授精を行うまでの不妊治療の費用のうち、7万5千円 を限度として6回まで助成します。 ◎2回以上の流産または死産を繰り返す症状の治療の費用 のうち5万円を限度として助成します。 ◎金銭面での助成のみならず、精神面のフォローにも力を 入れていきます。 	子育て支援課

② 児童虐待防止対策の充実

	基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組	
施策	内容	担当課
要保護児童対策 地域協議会の設置	 ◎児童相談所など各関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において、関係機関の円滑な連携・協力により要保護児童への支援を行います。 ◎要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等の適切な保護を図るための情報交換や、緊急時の対応、個人情報の取扱い等に関する研修会、支援内容の協議を行い、実態の把握や虐待の予防に努めます。そのため、協議会を代表者会議、実務者会議、ケース会議の三層構造として、状況に応じた会議の開催を行っていきます。 	子育て支援課
子ども家庭総合支援 拠点の設置	◎子どもの最善の利益を念頭に、子どもとその家庭、妊産婦等の実情の把握を行うとともに、子育てに関する一般的な相談から専門的な相談の対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行い、子育てに問題を抱える家庭への相談支援(実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整)を一体的に担うための機能を有する「子ども家庭総合支援拠点」の設置を進めます。	子育て支援課
虐待の早期発見と 予防	 ◎妊娠期から医療機関ほか関係機関との連携を強化し、早期発見・早期支援に努めます。 ◎虐待予防と早期発見の観点からも、赤ちゃん訪問事業や幼稚園・保育所(園)等への巡回訪問、乳幼児健診等を継続して実施します。 ◎教育委員会や学校との連携を強化するとともに、子どもの視点に立ち、早期発見・早期支援に努めます。 ◎虐待への関心を高めるため早期発見と予防について広報やホームページ等で広く周知するとともに、児童虐待防止月間に合わせて各地域で開催されるイベント等で啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。 	子育て支援課
子ども虐待防止対応マニュアルの活用	 ◎地域における児童虐待防止機能の向上をめざし、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し家庭への適切かつ迅速な対応を行うために、子ども虐待防止対応マニュアルの活用と児童虐待防止の普及を促進していきます。 ◎子ども虐待防止対応マニュアルを関係機関に配布して、学校、地域、企業、団体、市民グループ、行政等の相互連携を強化します。 	子育て支援課
組織づくりと ネットワークの構築	◎講演会や研修等により地域で活動する指導者を養成するとともに、公民館活動や生き活き楽習講座による人権教育や啓発活動を推進します。	子育て支援課 人権同和教育 啓発センター

基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組		
施策	内容	担当課
相談体制の充実	◎子育て支援課では、虐待、養育相談のほか、女性相談、 男性相談やDVに関する相談等、家庭と子育てに関する相談窓□を一本化して対応します。◎人権擁護委員や民生児童委員等の関係機関と連携を図り、相談窓□を充実します。	子育て支援課 人権同和教育 啓発センター
人権教育の推進	◎図書や DVD 等の学習資料を充実し、あらゆる機会において人権・同和教育を推進します。	人権同和教育 啓発センター
里親制度の啓発	◎社会的養護の中で大きな役割を果たす里親の制度について、広報やホームページなどで制度の周知啓発を図ります。	子育て支援課

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化等により、保護者が子どもとの関わり方を学ぶ機会の減少や、保護者の孤立化が問題視されています。
- ・就学前児童保護者調査では、「基本的な学力」や「基本的な生活習慣」、「社会的ルールや礼儀作法」「自己肯定感(自尊感情)」について、これらを子どもたちに育んでいく役目を家庭が担うべきとする回答が85%~95%となっています。保護者が子育てや家庭教育を学習する機会や保護者同士で子育てに関する悩みごとや不安を共有し、子どもへの関わり方を学ぶ機会等、家庭の教育力向上に向けた取組の充実が求められます。
- ・保護者が子育てに関して気軽に相談できる先としては、就学前児童保護者調査では「配偶者・パートナー」が83.4%、「祖父母等の親族」が74.0%、「友人や知人」が59.8%と高い割合を占めています。また、「幼稚園・保育所(園)・認定こども園」が41.5%となっており、保育所(園)利用者にとっては身近な相談先として認知されています。一方で、「相談できる人はいない」と回答した人が1.0%あり、こうした人に対する支援が課題となっています。
- ・保護者の悩みごとや気になることでは「子どもを叱りすぎているような気がすること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」の割合がアンケート調査で高くなっているほか、就学前児童保護者では「子どもの食事や栄養に関すること」「子どもにかかる費用などの経済的なこと」「仕事と子育ての両立が難しいこと」が、小学生保護者では「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」が上位となっています。
- 本市では、平成29年度に乳幼児期に特化した家庭教育支援プログラムを開発し、県が推進する親学プログラムと合わせて、浜田市版家庭教育支援プログラム「HOOP!(浜田親子共育 応援プログラム)」を構築しました。家庭教育支援として親の学びの場を提供しており、子どもたちの自尊感情の育成についてアドバイザーからの専門的な助言や、ワークショップを組み合わせたプログラムを行っています。
- 子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおける相談機能を充実することに加え、 身近な相談先のない保護者に対しては母子健康手帳交付時や乳幼児全戸訪問、乳幼児健診等 の接触機会における相談体制の充実が特に求められます。また、個々の保護者の状況を関係 機関で共有するなど、連携した支援も必要です。

- HOOP!の拡充により、家庭教育に関する学習機会や親同士の交流を図ります。
- 子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおける相談機能の充実と、乳 幼児全戸訪問等を活用した個々の保護者の状況把握に努めます。

① 家庭における教育力の向上

	基本方針2 家庭の教育力向上と相談体制の充実	
施策	内容	担当課
家庭教育に関する 学習機会の充実	◎日々の事業や行事を通して、親が子どもを育てることの 社会的意義を学ぶとともに、子育てのノウハウや情報提 供を行い、また地域ボランティアとの交流を図り、地域 における家庭での子育て支援を図ります。	子育て支援課
子育て講座の開催	◎子育てや病気に関することなど、幅広い内容で研修会や 講座を実施し、子育て家庭へ情報提供を図ります。	子育て支援課
家庭教育に関する 相談体制の整備	◎子育て支援センターや青少年サポートはまだと連携し、 子育てや家庭教育の不安や悩み等の緩和・解消に努める ため、専門職の配置により相談体制を整備します。	子育て支援課
HOOP!(浜田親 子共育応援プログラ ム)の推進	◎家庭教育に関する学習機会、親同士の交流を図るために、HOOP!(浜田親子共育応援プログラム)を拡充します。	生涯学習課
家庭教育支援チームの組織化	◎家庭教育支援チームがHOOP!の拡充に努めるとともに公民館単位や小中学校区単位で家庭教育支援チームを組織化し、地域ぐるみで家庭教育を支援します。◎小学校や中学校での HOOP!の活用を促し、親の学びの機会を提供するよう努めるとともに、モデルとなる家庭教育支援チームの設置をめざします。	生涯学習課
っちさく 家読の推進	◎家族の心の絆を深め豊かな心を育てるために関係機関と 連携し家庭での読書を推進します。	生涯学習課
地域ぐるみの家庭教 育支援	◎親子や三世代での参加型行事や体験活動等のプログラムを展開するとともに、親世代の参画を促すよう努めます。	生涯学習課



「すくすく講座」

② 相談支援体制の充実

	基本方針2 家庭の教育力向上と相談体制の充実	
施策名	施策内容	担当課
子育て世代包括支援 センター等の相談・ 情報提供体制の整 備・充実	 ◎子育て世代包括支援センターや子育で支援センター等における相談や情報提供の機能の充実を図ります。 ◎保健師、保育士、助産師、栄養士等が専門的な立場で、子育で中の親や子どもの相談等にあたります。相談内容も専門的なものから保護者自身の悩み等幅広く対応していきます。 ◎相談対応能力の向上のための職員研修や、心の相談に対応するための専門カウンセリングによる相談、また、家庭での支援につなげるための養育支援訪問を引き続き行います。 	子育て支援課
青少年サポート はまだの相談・支援 体制の整備	◎様々な悩みを抱える子どもや若者、保護者等の相談を青少年サポートセンターに設置した青少年サポートはまだで受け付けます。また、相談内容に応じて学校や専門機関等と連携を図り解決に向けて支援します。	青少年サポートセンター

- ・国では、女性の就業率 80%に対応した教育・保育の受け皿の確保が進められています。平成 27年の国勢調査の結果では、本市の20歳代後半の女性の就業率は83.4%となっています。 教育・保育ニーズへの対応として、今後も教育・保育施設の整備や保育士等の人材の確保に 取り組むとともに、こうした状況を背景とした保育ニーズの高まりに対し、通常保育事業の 質の向上や延長保育、病児・病後児保育、一時預かりといった保育サービスの充実を今後も 進めることが必要です。
- ・令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、収入に関わらず無償化の対象となる3歳から5歳児を中心に、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられます。
- ・就学前児童保護者調査では、お子さんを平日に預ける施設やサービスを選ぶ際に重視する点について、「職員の方の子どもへの接し方がよいこと」「施設・設備が清潔で整っていること」が上位5位以内に入っており、認定こども園、保育所(園)、幼稚園等における質の高い教育・保育への期待がうかがえます。
- ・子育て支援団体へのヒアリング調査では、市の子育てや子どもが育つ環境について、問題点・課題と感じていることについて、「認定こども園や小学校などの子どもの教育の質」が最も件数が多くなっています。
- ・通常保育事業や保育サービスの充実にあたっては、一人ひとりの子どもの育ちに目を向け、 「子どもの最善の利益」を実現できるよう、職員配置の改善や研修の充実、小学校との接続 の改善等、質的な向上を図る必要があります。

- 認可保育所や認定こども園における通常保育事業の充実に引き続き努めます。
- ・保護者の多様な就労状況や子育てを取り巻く状況に対応できるよう、病児・病後児 保育事業の整備を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業など体制の 充実を図ります。
- 一人ひとりの子どもの育ちに目を向けた、保育の質の向上を図ります。

① 保育サービスの充実

	基本方針3 保育サービスの充実	
施策	内容	担当課
通常保育の充実	◎保育施設の整備に取り組むとともに、経年劣化を理由とする施設改修を進めます。◎今後も希望の保育所(園)、認定こども園への入所ができるよう適正規模・適正配置に努めます。(※目標事業量など詳細は「第5章 3」に記載)	子育て支援課
延長保育の実施	◎通常の開所時間(11 時間)を超えて児童を保育します。◎利用者のニーズに対応した実施を図ります。(※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子育て支援課
休日保育の実施	◎保護者の多様な就労等により、休日の保育ニーズに応えるため、今後も継続して実施します。	子育て支援課
病児・病後児保育の 充実	◎病気回復期にある児童を、市役所内にある専用スペースで一時的に預かります。◎病児保育の早期開設について、各医療機関等に事業実施意向調査を行う等の取組を進めます。(※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子育て支援課
無償化対象となる一 時保育(預かり) の充実	◎就労の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急保育、保護者のリフレッシュ等を目的とした一時的に預かる保育事業であり、引き続き充実に努めます。(※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子育て支援課
短期入所生活援助 (トワイライトステイ 、ショートステイ) の実施	 ◎保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間(1週間程度)児童を預かる「ショートステイ」については、令和元年度現在2か所で受け入れを行っています。 ◎保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かる「トワイライトステイ」については、令和元年度現在2か所で受け入れが可能です。 ◎引き続き短期入所生活援助事業を実施し、保護者の多様な要望に応えられるような体制を構築していきます。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載) 	子育て支援課
保育施設の整備	◎園児が安全な環境で過ごせるように施設整備の改修や充実に努めており、今後も充実を図っていきます。	子育て支援課
O 歳児年度途中 受入体制の整備	◎○○歳児年度途中の保育所(園)入所に対応できるよう、 保育士を配置する保育所(園)、認定こども園に対し支援を行います。	子育て支援課
保育士修学資金の 貸付	◎保育士養成施設で修学する者に修学資金を貸付け、資格 取得後、浜田市内の保育施設に従事した場合に返還を免 除し、質の高い保育士の確保に努めます。	子育て支援課

基本方針3 保育サービスの充実		
施策	内容	担当課
ファミリー・ サポート・センター の充実	 ◎緊急時の預かりや送り迎え等、様々な子育てのニーズへ対応するため、援助依頼者(お願いする人)と援助提供者(任せてほしい人)に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。今後も事業内容の周知等により会員数の増加に努めるとともに、会員への研修会の開催を行います。 ◎病児、病後児の預かりのための研修会や、ひとり親家庭等の利用料助成を実施します。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載) 	子育て支援課

- ・誰もが安心して子育てができるよう、児童手当の支給や医療費の助成等による子育て家庭へ の経済的支援が求められています。
- ・子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、対策の一層の推進を図るべく、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策の推進が努力義務とされました。
- ・令和元年 10月から保育料の無償化が実施されましたが、就学前児童保護者調査において、子どもにかかる費用のうち、経済的に負担が大きいと感じるものについては、「給食費等の幼稚園・保育所(園)・認定こども園の諸経費」が 44.1%、次いで「制服・体操服の購入費」「学習塾や習い事にかかる費用」が続いており、子育て支援の一つとして、経済的な負担の軽減が今後も求められます。
- ・本市では、出生から就学前までの乳幼児医療費について、平成30年10月から自己負担を無料としています。また、市単独事業として実施している保険適用後の自己負担限度額を超える額の助成については、平成27年4月から対象を中学校3年生まで拡大し、経済的支援の拡充を図ってきました。
- ・ひとり親家庭に対する支援では、いわゆる「子ども・子育て関連3法」成立によるひとり親家庭への支援施策の見直しにより支援体制の充実や支援施策の周知強化、父子家庭への支援拡大等、取組を強化する必要があります。

- 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が 世代を超えて連鎖することのないよう対策を推進します。
- 引き続き子育てに伴う経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。
- 乳幼児医療費や幼稚園・保育所(園)等の保育料に係る助成や補助の対象拡大について、検討を進めます。
- ・ひとり親家庭への支援について、相談機能の強化や助成、支援施策の周知拡大を図ります。

① 子どもの貧困対策の推進

基本方針 4 子育て家庭への多様な支援の充実		
施策	内容	担当課
貧困への理解の促進	◎研修や啓発等により、関係者を中心に子どもの貧困に 関する理解を深めることで、課題を抱える子どもや家 庭を早期に発見し、適切な対応や支援につなげられる 体制を構築します。	子育て支援課 学校教育課
小中学校の就学支援	◎経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
ひとり親家庭の 自立支援	◎母子・父子自立支援員が、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連携を取りながら自立に向けた支援を実施します。◎ひとり親家庭の保護者を対象に、就業につながる能力開発のために受講した受講料を補助します。◎ひとり親家庭の保護者を対象に、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て支援課
養育費の確保に 関する支援	◎母子・父子自立支援員が、弁護士等の専門機関を紹介 する等、養育費の支払いが適切に行われるよう相談支 援を実施します。	子育て支援課
スクール カウンセラーの配置 (※再掲)	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然 防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけで は受け止めることのできない心の問題を支援するため に、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスク ールカウンセラーを引き続き配置していきます。ま た、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソー シャルワーカーなどとも連携を図りながら、さらに効 果的な取組を進めます。	学校教育課

② 子育て家庭への経済的支援

基本方針4 子育て家庭への多様な支援の充実		
施策	内容	担当課
児童手当の支給	◎中学校終了までの児童生徒を養育している保護者に、児童手当を支給します(所得制限があります)。	子育て支援課
乳幼児医療費等の 助成	◎出生から就学前までの乳幼児等医療費について、自己負担を無料としています。◎小学校 1 年生から中学校 3 年生までの医療費については、市単独事業として、保険適用後の自己負担限度額を超える額を助成します。	保険年金課

基本方針4 子育て家庭への多様な支援の充実		
施策	内容	担当課
出産育児一時金の 支給	◎医療保険制度により出産育児一時金を支給します。◎出産育児一時金等を直接医療機関等へ支払う「直接支払制度」を実施しています(ただし、出産育児一時金を上限とし、その差額がある場合は、加入保険者から差額が支給されます)。	保険年金課
保育所保育料の軽減	◎3歳以上児及び住民税非課税世帯の児に対する保育料の無償化を引き続き実施します。◎保育所保育料を国の基準の6割以下に設定し、保護者の経費負担軽減を引き続き図っていきます。◎多子による軽減として保育所(園)、認定こども園の第3子以降保育料を引き続き軽減します(所得制限があります)。	子育て支援課
小中学校遠距離 通学費の助成	◎小学生は4km以上、中学生は6km以上の通学距離がある 人に対し、交通機関利用実費相当額を支給します。	学校教育課

③ ひとり親家庭等の自立支援

基本方針 4 子育て家庭への多様な支援の充実		
施策	内容	担当課
児童扶養手当の支給	◎父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない 18 歳未満の児童(重度の障がいのある児童は 20歳未満)を扶養している父または母、または、父または母に代わってその児童を養育している人で、所得要件に該当する場合に児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
医療費の助成	◎福祉医療費助成事業において、ひとり親家庭にかかる医療費について助成します。	保険年金課
母子・父子自立支援 員の配置	◎ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援の推進と、生活全般の相談に関する指導・情報提供に努めます。	子育て支援課
母子会活動の支援	◎母子会活動を支援し、ひとり親家庭の互いに支え合う仲間づくりを促進します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター援助活動利用料の助成	◎ひとり親または養育者に対して、就労支援または育児の 負担軽減を図るため、援助依頼を優先して行うととも に、援助活動の利用料の一部助成を行います。	子育て支援課
放課後児童クラブ負 担金の減免	◎児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の保護者に対して、子どもが市内の放課後児童クラブを利用している場合にはその負担金を減免します。	子育て支援課

基本目標3

地域〜地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます〜

基本方針1 地域における連携の促進

◆現状と課題◆

- ・子育て中の保護者の教育・保育ニーズに対応して、子育て支援に関わる主体やサービスが多様化する中、利用者と施設・事業・サービスをつなぐコーディネーターの役割が重要となっています。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化等を背景に、子どもをもつ保護者の孤立化が指摘されています。就学前児童保護者調査では、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかについて、「いずれもいない」が 11.4%となっており、一時預かり事業等の子育て支援サービスや地域の協力によるファミリー・サポート・センター事業等が今後も必要とされます。
- 本市では、地域での子育て支援として、子育でサークルによる保護者同士の交流の場の創出 や、民間の子育て支援団体による親子の絆づくりや地域と子どものつながりづくり、一人ひ とりの子どもの育ちに目を向けた事業や居場所づくりが行われています。また、主任児童委 員、民生児童委員等により地域での見守り活動が行われています。
- ・市内に4か所ある子育て支援センターでは、育児相談や育児講座、母親同士の仲間づくりなど様々な事業を実施し、多様な子育てのニーズに対応しています。また、情報交換会を開催し、連携を図っています。
- ・子育てに関する行政施策の情報を提供するため、子育て支援ガイドを作成し、ライフステージ毎の施策について情報提供を実施しています。
- ・地域による子育て支援の参画を促進するために、子育てを取り巻く環境の変化や保護者の不安感、負担に対する周囲の理解を広げ、基本理念にある"地域社会が支えるまち"の実現に向けた意識啓発が求められます。

- ・子育て中の保護者が、孤立することなく身近な地域で相談や情報交換、交流のできる場やきっかけづくりを進めます。
- 子育て支援団体と連携し、地域の実情に応じた子育て支援を推進します。
- 子育てを応援する地域の人的資源を発掘します。
- 子育てを地域が支える意識の啓発に努めます。

① 子育て支援のネットワークづくり

基本方針1 地域における連携の促進		
施策	内容	担当課
子育て支援ネット ワークの形成	◎地域の子育て支援団体、関係機関、行政が連携し、総合的な子育て支援を推進するネットワークの強化を図ります。◎子育て支援センターの事業や行事に地域や民生児童委員等の参加を依頼し、交流を図りながら地域での子育て支援に努めます。	子育て支援課
子育て支援総合コー ディネーターの配置 (利用者支援事業)	 ◎子育て支援総合コーディネーターの配置により、行政施策に関する情報をはじめ、民間の支援団体等が提供するサービス情報等、子育て家庭に対して必要な情報の提供や助言を行います。 ◎子育て支援者同士が交流する機会を設けるなど、ネットワークを拡大する取組を進めます。 ◎現在活動している子育てサークルへの活動支援やサークル同士の情報交換の場を提供します。また、新たなサークルの立ち上げを推進します。 ◎子育て支援ガイドの活用など、子育てに関する行政施策の情報を提供し、活動の支援を行います。 	子育て支援課
地域子育て支援拠点 の設置	 ◎家庭や地域における子育て機能の低下や子育で中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、地域において子育で親子の交流等を促進する子育で支援拠点の充実を図ります。 ◎子育で支援センター(すくすく)を拠点事業の「中核施設」として、子育で支援ネットワークづくり、子育でボランティアの育成に加え、子育でに関係する諸機関の研修会の実施や情報提供に取り組みます。 ◎市内4か所の子育で支援センターの情報交換会を開催し、連携を図ります。 	子育て支援課
子育て応援隊の育成	 ◎少子化・核家族化が進み、子育て中の人の育児不安が増加する中で、地域での子育て支援力の向上を目的に、子育て応援隊を育成します。また、情報紙などで活動紹介や募集活動を行い、周知を図ります。 ◎地域での子育て応援隊活動がより活発になるため、子育てに関する研修会等を定期的に実施します。 ◎託児や行事へのボランティア等に参加してもらい、地域での子育て支援に努めます。 ◎新たな子育て応援隊の登録を増やすため、研修会や交流会などの周知方法を見直します。 	子育て支援課

基本方針1 地域における連携の促進		
施策	内容	担当課
子育てサロンの実施	 ◎親子が自由に交流できる場の提供や、身近な公民館等で社会福祉協議会が実施している子育でサロンや広場等への支援を行います。また、子育でサロンの開催日や内容の周知を図り、参加者の拡大につなげます。 ◎子どもが少ない地域においては、その地域に応じた内容を検討します。 ◎運営スタッフの確保や内容の充実のため、高齢者サロン等といった地域の団体や公民館等との連携を強化します。 	子育て支援課
未就園児の 子育て支援	◎働く母親の増加、それに伴う保育所(園)入所児童の増加、在宅児の減少により、地域での子ども同士の交流が持ちにくくなってきていることから、未就園児の親子が、園舎や園庭を利用して交流できる子育て支援活動を充実するとともに、参加者拡大に向けた情報提供の充実も図ります。	子育て支援課
ファミリー・ サポート・センター の充実 (再掲)	 ◎緊急時の預かりや送り迎え等、様々な子育てのニーズへ対応するため、援助依頼者(お願いする人)と援助提供者(任せてほしい人)に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。今後も事業内容の周知等により会員数の増加に努めるとともに、会員への研修会の開催を行います。 ◎病児、病後児の預かりのための研修会や、ひとり親家庭等の利用料助成を実施します。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載) 	子育て支援課



「子育て広場」

② 子育て意識の啓発の推進

基本方針1 地域における連携の促進		
施策	内容	担当課
広報・啓発活動の 充実	◎各種広報紙等による呼びかけや子育でについてのイベント等の開催を通して、「地域の子どもは地域で育てる」という意識啓発を行い、地域への支援の呼びかけを推進します。また、スマートフォンや携帯電話等の情報端末にも対応した情報発信のあり方を検討していきます。	子育て支援課
ボランティアの養成	◎社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携を図り、 子育て応援隊やファミリー・サポート・センター援助会 員の増加と養成を推進します。	子育て支援課
島根県立大学生 との連携	◎学生の地域貢献活動の一環として、子育て支援センター事業等への参加を促します。	 子育て支援課
子育て意識の高揚	◎島根県の実施している「こっころ事業」に参加している 団体や店舗・企業と協力し、地域子育てカアップに努め ていきます。	子育て支援課

- 子育てと仕事の両立をする家庭が増加しています。本市においても 20 歳代後半から 30 歳代 にかけて、女性の就業率の上昇がみられるとともに全国平均を大きく上回っています。また、 結婚・出産に伴う離職が少ないことも特徴です。
- ・国では、男女が子育てをしながら仕事の責任を果たすことが可能になるよう、長時間労働の 抑制や働き方の柔軟化等の働き方改革を進めています。
- ・共働き家庭が増加する中、家庭の状況に応じた男性の育児参加を促進することが求められます。就学前児童保護者調査では、平日の家事や育児の役割分担について、"炊事"や"食事の後片付"、"洗濯"、"掃除"で「主に母親」が55%から74%となっています。一方で、"子どもとの遊び(本の読み聞かせ等)"は「ほぼ同じ程度」が41.2%で最も高くなっています。
- ・就学前児童保護者調査で、お子さんが生まれた時に育児休業を「取得した」と回答した割合が、母親では半数以上である一方、父親では1割未満となっています。取得していない理由については、母親では「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が22.7%となっており、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が28.9%と高くなっています。また、育児休業からの職場復帰時に短時間勤務制度を利用したかについて、母親では「利用した」の24.1%に対して「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」が26.9%と上回っています。利用したかったが利用しなかった理由としては、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が56.7%、「短時間勤務にすると給与が減額される」が45.6%となっており、短時間勤務制度の普及が求められています。
- ・事業所へのヒアリング調査で、仕事と子育てが両立できる環境づくりに向けた制度などの整備状況について、整備済みのものとしては、「子育てを行う従業員を対象とした短時間勤務制度」「子どもの看護のための休暇取得の促進」が上位となっており、また、今後整備予定のもとしては、「育児休業を取得しやすい環境の整備」「育児休業取得後、職場復帰しやすい環境の整備」が上位となっています。
- ・育児・介護休業法の趣旨の徹底や子どもが3歳になるまでは、希望に応じて男女とも育児休業や短時間勤務を取得できるよう、企業における環境整備を働きかける必要があります。

- ・子育ての喜びを父親・母親がともに感じることができるよう、男女共同参画社会の 実現に向けた啓発活動を推進します。
- ・精神的にも時間的にもゆとりをもって子育てを行えるよう、柔軟な働き方を可能と するための職場環境への働きかけを強化します。

① 働きやすい環境づくりの整備

基	本方針2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり	
施策	内容	担当課
就業機会の拡大と 職業能力の開発	◎就業を希望する保護者に対し、浜田市無料職業紹介所において就業に関する情報提供を行うとともに、平成30年5月に開設されたレディース仕事センター浜田と連携を図り、再就職に向けた相談に応じます。◎就業を希望する保護者に対し、IT(情報技術)など様々な分野に対応した能力開発機会の提供を行います。	商工労働課
働く女性の妊娠・ 出産に関わる職場 環境の整備	◎女性が出産後も安心して働き続けることができる職場の 環境整備に向け、国及び関係団体と連携し、ポスターの 掲示やチラシの配布など啓発に取り組みます。	商工労働課
多様な働き方を可能 とする就業条件の 整備	◎国や関係機関と連携し、パートタイム就業希望者に対する相談及び情報提供を行います。◎子どもをもつ労働者に対する職場の雇用環境、整備の充実を推進するため、各企業に対してホームページやメールを活用し、情報提供に努めます。	商工労働課
雇用対策の推進	◎企業の魅力と雇用情報を発信する「働こう@浜田」を今後も活用し、様々な機会を通して地元企業の紹介や雇用に関する情報提供等を行います。また、就職相談会などの実施により、実際の雇用に結びつくような企業との出会いを創出するとともに、子育てをしながらでも、就業できるよう支援します。	商工労働課
家庭・地域・職場に おける意識づくり	 ◎男性の家事や育児への参画促進など家庭や地域での男女 共同参画意識を向上させるため、学習会や講演会の継続 的な開催に努めます。 ◎町内会・自治会等に対し、男女共同参画に関する情報提 供を行い、父親・母親がともに子育てに関与し、その喜 びを実感できる環境を整備します。 ◎関係機関との連携を図りながら、職場における啓発活動 を充実し、男女共同参画意識の向上を図り、男女間格差 の改善を推進します。 	人権同和教育 啓発センター
男女共同参画の 広報・啓発活動の 推進	◎行政や男女共同参画サポーター等の民間団体、女性団体、報道機関等、多様な団体との連携により、男女共同参画の広報・啓発活動に努めます。◎男女共同参画に関する正しい認識を深め、正しい理解の定着を図るため、インターネット等を活用し、市の条例や計画を市民にわかりやすい形で周知します。	人権同和教育 啓発センター
教育分野などにおけ る男女共同参画の 推進	◎学校教育において、男女共同参画に関する教育が一層推進されるよう、指導資料の収集・情報提供に努めます。◎男女共同参画の視点に立った学校運営や諸活動の実施に取り組みます。◎市内各幼稚園、保育所(園)、小中学校等に対し、啓発誌の配布など啓発活動を引き続き行います。	人権同和教育 啓発センター

② 仕事と子育ての両立の推進

基本方針2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり		
施策	内容	担当課
働く母親・父親を支 える職場意識の醸成	 ◎育児休業や看護休暇制度の導入と、制度が利用しやすい職場の雰囲気等、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所に働きかけます。 ◎仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業の拡大や啓発を実施します。 ◎ママパパ学級(妊婦教室)や子育ての講座、育児相談等に家族で参加できるよう、土曜日に開催します。 	商工労働課 子育て支援課
事業主・企業の取組 促進の啓発	◎育児休業や看護休暇制度の導入を促進するために、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努め、さらに市ホームページやポスター、チラシの配布等により制度の普及に取り組みます。	商工労働課
育児休業・看護休暇 制度の普及啓発	◎母子健康手帳交付時にパンフレットを配布するなど育児 休業や看護休暇制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を推進し、周知徹底を促進します。	子育て支援課
働き方の見直しに ついての意識啓発	◎母親、父親ともに職業生活重視の考え方をあらため、家庭生活や地域活動等への積極的な参画を促進するための意識啓発に努めます。	子育て支援課
家庭における男女 共同参画の意識啓発	◎ママパパ学級(妊婦教室)などにおいて性別役割分担意識をあらため、家事や育児など家庭生活全般において男女がともに協力しあえるよう、意識啓発を推進します。◎乳幼児健診の質問項目の中にパートナーの協力や育児参加等の状況を聞く設問を取り入れ、母親の育児状況とあわせて把握します。	子育て支援課

- ・ 妊産婦や小さい子どもを連れた方、ベビーカーを使用する方に対する配慮や理解を深める 「心のバリアフリー」の促進が求められています。
- 子どもが犠牲となる事件やその予兆となる子どもに対する声かけ事案が全国的に発生しており、子どもを犯罪から守る取組が引き続き重要となっています。また、交通事故については、子どもが自転車乗用中や歩行中に被害に遭う事故が本市でも報告されています。
- 本市では、警察署等と連携した市内小中学校での防犯教室の開催や、見守り隊など地域ぐる みで子どもを犯罪から守る体制づくりが進められています。一方で、見守り活動を行う人員 の確保や高齢化が課題となっており、対応が必要です。
- ・就学前児童保護者調査で、子育ての環境や支援の満足度について、「遊び場(公園・緑地など)の項目では、満足していない層(「やや不満」+「大変不満」)が 37.8%で高くなっています。また、小学生児童保護者調査では、充実してほしい子育て支援について、「子どもが土日に活動したり遊べる場を充実してほしい」「親子が安心して集まることができ、出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が上位となっており、子どもの遊び場や親子で集まれる場の充実が求められています。
- ・子育て支援団体へのヒアリング調査では、行政に望む支援や施策について、「子どもの遊べる 場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備」が求められています。

- ・妊産婦や子育て中の保護者に配慮した環境の整備を、ハードとソフトの両面から推進します。
- ・子どもの交通事故を防止するため、交通安全教室を実施するとともに、安全な道路 交通環境の整備を推進します。
- 子どもを犯罪等の被害から守る体制づくりを、地域ぐるみで取り組みます。
- 子どもの成長を促す、安心で安全な遊び場の確保を図ります。

① 安全で快適なまちづくりの推進

基本方針3 安心・安全なまちづくり		
施策	内容	担当課
子育てに配慮した 環境の整備	◎公共施設の新築・改築時における、ベビールーム・ベビーコーナーの設置等、子育て親子が外出しやすい環境づくりを引き続き推進します。◎行事等の開催時は、子育て中の親も気軽に参加できるように託児コーナーを設けるなどして社会参加のしやすい環境づくりに努めます。	建築住宅課 子育て支援課
子どもの遊び場の確保と整備	◎現在ある公園の適正な維持管理に努め、親子で安心して遊べる環境づくりを進めます。◎公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の更新等を引き続き実施します。	維持管理課
若者の定住促進	◎セーフティネット目的に整備された市営住宅について、 広く周知し、住民生活の安定と地域の活性化を図ります。	建築住宅課
交通安全教育の推進	◎警察等との連携により交通安全教室を開催するなどして、交通安全指導等を推進します。◎交通安全教室については、市内全小中学校での実施を推進します。	学校教育課
安全な道路交通環境 の整備	◎通学路、通園路の安全確保に向けた取組や交通安全啓発施策等を関係機関と連携して引き続き積極的に実施します。◎浜田市通学路交通安全プログラムに基づく通学路点検や通学路の歩道整備を引き続き推進します。	防災安全課 建設整備課 学校教育課

② 子どもを犯罪被害等から守る活動の推進

	基本方針3 安心・安全なまちづくり	
施策	内容	担当課
子どもを犯罪等の 被害から守るための 活動の推進	◎警察署等と連携して市内小中学校で防犯教室等を実施し、防犯意識等の高揚を図り、地域ぐるみで見守る体制を引き続き整備していきます。教職員や子ども自身が自分の身は自分で守るという危機管理能力を身につける具体的指導を、継続して行います。◎子ども見守り隊の活動を支援するとともに、隊員の確保を図ります。	学校教育課
健全育成の環境 づくり	 ◎島根県青少年の健全な育成に関する条例では、深夜外出の制限や深夜営業施設への立入禁止等が規定されているため、青少年健全育成関係機関・団体により、青少年への声かけや啓発活動を今後も積極的に展開していきます。 ◎警察等関連機関と協力し、ビデオ店やコンビニ等の、有害図書やDVD等の販売方法等を調査するなど、子どもが健全に育成できる環境づくりに努めていきます。 	青少年サポートセンター 学校教育課
健康に対する正しい 知識の普及 (※一部再掲)	◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診	健康医療対策課学校教育課